

函館市農業委員候補者選考委員会委員公募実施要領

1 目的

函館市農業委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の委員を委嘱するにあたり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

委員会の公募による委員の定数は、1人とする。

3 任期

委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日まで

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上の者で農業に関し、知識、経験、関心等のある者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 農業委員候補者を推薦した者および団体の関係者等（推薦する予定の者および団体の関係者等を含む。）
- (2) 農業委員候補者として推薦を受けた者（推薦を受ける予定の者を含む。）および募集に応募した者（応募する予定の者を含む。）
- (3) 農地利用最適化推進委員候補者を推薦した者および団体の関係者等（推薦する予定の者および団体の関係者等を含む。）
- (4) 農地利用最適化推進委員候補者として推薦を受けた者（推薦を受ける予定の者を含む。）および募集に応募した者（応募する予定の者を含む。）
- (5) 本委員会に委員を推薦する団体に所属している者
- (6) 本市の他の委員会の委員を3以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (7) 成年被後見人または被保佐人
- (8) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行前に犯した禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）
- (9) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募用紙で持参または郵送により応募する。

(応募先)

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

函館市農林水産部農務課（本庁舎4階）

電話0138-21-3589

6 広報

応募にあたっては、市の広報紙およびホームページに募集記事を掲載する。

[市ホームページ]

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025111400011/>

7 募集期間

令和8年2月3日(火)から2月16日(月)まで（郵送の場合は当日消印有効）

8 決定の方法

応募者が公募定数を超えた場合は、公開抽選により決定する。

当該委員会における女性や青年の委員の割合が附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める女性登用率の目標値35%、青年（39歳以下）10%に達していない場合は、優先的に女性や青年の応募者を委員として決定する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し、書面で通知する。